

瓦屋根標準設計・施工ガイドラインダイジェスト版 J形・F形・S形標準施工要領書の補足事項

令和5年4月21日
一般社団法人全日本瓦工事業連盟
全国陶器瓦工業組合連合会

- (1) 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)は、令和4年1月からの建築基準法告示基準の規制の強化に伴い、大幅に改訂されました。このため、ガイドラインを広く周知し、遵守体制を整備することが重要となっており、今回、その一助として瓦屋根標準設計・施工ガイドラインダイジェスト版 J形・F形・S形標準施工要領書(以下、「施工要領書」という。)を発刊しました。以下の説明は、本施工要領書P.1の「はじめにお読みください」を補足するものです。よくご理解の上、「ガイドライン」とともに、本施工要領書をご利用いただくようお願いします。
- (2) 本施工要領書では、上述の告示基準の改正規定の説明(P.2)に続き、P.3～P.10において、これまでに産地組合等がガイドラインに定められた標準試験方法によって試験を行い、構造性能が確認された工法であって、かつ多くの瓦屋根が使用されている地域(基準風速40m/s以下、地表面粗度区分Ⅲ)と条件(平均高さ7m以下、ピーク風力係数:棧瓦-2.5・軒瓦-3.2・袖瓦-5.4)で採用可能な代表的な工法を紹介いたしました。
すなわち、本施工要領書に記載した工法は、「標準工法に従い、かつ、標準試験によって適切に構造性能が確かめられたもの」に該当し、ガイドラインの「標準仕様」として取り扱うことができます(ガイドラインP.65参照。)
- (3) 釘の寸法等緊結方法について施工図中に併記しており、かつ、施工上の注意事項なども記載していますが、これらは、合格した試験体の試験条件です。したがって、施工図の瓦を葺くときは、その施工図に併記された緊結方法と注意事項に従って施工する必要があります。また、瓦は「防災瓦」を使用し、その他の部材は、P.10の「標準仕様部材」に記載されたものを用いてください。
- (4) なお、本施工要領書以外の標準工法としては、基準風速の区分に応じた標準仕様が、ガイドライン4.3(P.78～85)に掲載されているほか、設置条件に応じて、愛知県陶器瓦工業組合のホームページに掲載されているものなどを使用することができます。